**第２回十和田市特別職報酬等審議会　会議録**

日時：令和２年１月16日(木)11時00分から12時00分まで

場所：十和田市役所　本館４階委員会室１

出席委員：赤坂委員、江渡委員、髙井委員、竹ケ原委員

田島委員、中沢委員

欠席委員：今泉委員、熊谷委員、国分委員、升澤委員

**１．開会**

（司会）

ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和元年度第２回十和田市特別職報酬等審議会を開催します。

本日の欠席委員は今泉委員、熊谷委員、国分委員、升澤委員の４名ですが、出席委員が過半数を超えておりますので、本審議会は成立しましたことを報告します。

まず初めに会長より挨拶をお願いします。

**２．会長の挨拶**

（会長）

本日、特別職報酬等審議会を招集いたしましたところ、委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の案件は、前回からの継続案件の審議であり、今後の答申作成に向けた審議についても進めて参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ご審議の程よろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。

十和田市特別職報酬等審議会条例第５条の規定により、これからの議事の進行につきましては、髙井会長にお願いします。

なお、本審議会は十和田市情報公開条例の規定に基づき公開となりますことを申し添えます。

**３．審議**

（会長）

早速ですが、審議に入ります。

はじめに、前回の会議の会議録を確認したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

（事務局）

事前配布させていただいておりましたので、項目ごとの確認は省略させていただきますが、審議部分の委員名につきましては実名を出さずにＡ委員・Ｂ委員というような表記をしております。審議内容・発言事項について訂正等がありませんでしょうか。

（会長）

会議録について間違い等ありましたら、後日、事務局にお知らせいただく形にしたいと思いますがどうですか。この場で質疑がありましたらどうぞ。よろしいですか。

（会長）

続いて、事前配布されました今回の資料について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それではお配りしております資料2について説明させていただきます。

１.十和田市の財政状況について（P2）

前回改定を審議した平成14年と直近で公表されている平成30年を比較すると、財政調整基金が168.9％、減債基金が175.6％で貯金部分は大幅に増加しており、さらに地方債現在高は85.2％で借金部分も減っており、財政状況は好転していることが分かります。

好転の要因としては、①元金償還額に対して地方債発行額を抑制していることにより地方債残高が減　②決算余剰金分の積立により財政調整基金、減債基金は年々増であります。

今後も公共施設建設事業が予定されておりますが、引き続き、交付税措置のある有利な地方債を活用し、将来負担の抑制に努めていくものです。

２.十和田市一般行政職の平均給与及び平均年齢について（P3）

前回改定を審議した平成14年と直近で公表されている平成30年の比較では、人口が97.9％、職員数が95.6％、平均給料が82.0％といずれも減少しておりますが、平成14年と平成30年を同一条件で比較しますと

①平成14年の平均年齢44.01歳と平成30年の44歳の平均給料を比較では、

・平成14年は勤務時間8時間で平均給料 360,400円

・平成30年は勤務時間7時間45分で平均給料 349,522円

②平成22年から勤務時間が8時間から7時間45分へ変更となったため、同じ勤務時間で比較しますと

・平成14年 360,400円が349,138円

・平成30年は349,522円となり、平成30年が384円高くなります。

平成15年から令和元年（16年間）の一般職の給与改定率は▲1.72％であるが、勤務時間の変更分を考慮すると、賃金換算で実質3.2％増となります。

３.十和田市特別職の年間給与及び報酬額について（P4）

平成14年の旧十和田市と令和元年の市長、副市長、教育長の年間給与及び議長、副議長、議員の年間報酬額を表したものです。

期末手当の支給月数は平成14年が3.0月分で、令和元年は3.25月分であり、議員報酬の合計（ｂ）は平成14年が1億4040万円、令和元年は1億2849万6千円となり、議員報酬の差が1200万円ほどあるのは、議員数2人分の差であります。

４.青森県内10市の改定状況について（P5）

前回の審議会で触れておりましたが、職種ごとに表にしたものです。

弘前市・八戸市はH30.4.1に全職種増額改定しております。

平川市においてはH31.4.1から市長・副市長・教育長の給料を増額改定、R1.8.1から議長・副議長・議員の報酬を増額改定。つがる市におきましてはH30.12.1より議長・副議長・議員の報酬を増額改定しております。

また青森市は27年度より本則は増額改定されておりますが、附則によって減額措置を行っており、それが今年度いっぱいで終了するとのことです。

黒石市・五所川原市・三沢市・むつ市については、いずれも10年以上改定されていない状況で、今年度も改定する動きはないとのことです。

審議会を開くタイミングはそれぞれの団体で決定しており、一般職の改定状況などを見ながら諮問の時期を決めていると思われます。

５.類似団体の改定状況について（P8）

類似団体の改定状況について把握できている分となりますが、直近2年間で69団体中12団体が審議会へ諮問をしており、改定への動きが見られています。

増額改定は4市、据置は6市、現在審議中は当市を含めて2市となっております。

６.議会報酬の一般財源に対する構成割合について（P9）

こちらは決算における議会報酬の構成割合を比較したものです。

はじめに前回、平成27年度と平成30年度の議会費が約3200万円の差（ブレ）があるとの指摘を受けていた件についてですが、当初予算の金額を計上したものであるため、不足とならないように留保額が含まれていること。また、平成27年度は議員年金制度廃止後の退職一時金の給付がピークを迎え、議員共済会給付費負担金率が大幅に引き上げられたことにより、共済費が約2400万円増額となったことと、職員の人件費分800万円で、合わせて3200万円であり、議員報酬に関係するものではないことを補足させていただきます。

今回は決算額での議員報酬の比較で、平成26年度から30年度の直近５年間では大きな変動は見られず、（1）普通会計の財源総額での割合は0.41％から0.43％、（2）うち一般財源での割合は0.59％から0.63％でいずれも1％未満であります。

平成14年度の旧市町合算と比較すると、直近５年間の割合の方が低くなっていることから、議員報酬が増額改定された場合でも財政への影響はないと考えられます。

７.議会議員の活動状況について（P10）

議員のパフォーマンスについてですが、こちらは定例会・臨時会の会期日数及び登壇者数を一覧にしたものです。

平成14年度（旧市町）と比較すると、議員定数が38人から22人に16人減となっていますが、定例会での登壇者数は多くなっております。さらに予算・決算特別委員会、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会等は年間50日以上に及んでいるほか、請願・陳情の対応など数値で表すことのできない活動も多い状況です。

平成25年からは市民との意見交換会を開催し、議会の活動状況等について市民へ説明責任を果たしており、平成28年からは次世代を担う高校生との意見交換会を開催し、議会や議員の役割についての理解・議会や市政への関心を高めるとともに、有権者としての権利と責任を自覚し、政治や選挙に対する意識を高揚させる活動等も行っております。

さらに平成27年1月1日施行の「ひらかれた議会づくり基本条例」に基づき、市民にひらかれた透明性の高い議会運営を実現するとともに、市民の負託に真摯に応え、市政に反映させております。

８.報酬等改定額のシミュレーションについて（P11）

増額改定の方向となった場合を想定し、改定率を細かく設定し影響額がどの程度なのかを表したものです。

改定率1.25％の場合、議員のみが類似団体の平均より低くなり、影響額は年間約222万円。平成30年度の一般会計への影響割合は0.011％。となります。

現在、類似団体の平均額以下は副議長（▲3,303円）、議員（▲8,249円）の２職種であり、全ての職種が類似団体の平均額以上になるには、前回改定の平均改定率2.14％以上が必要となります。

前回の減額改定平均率の2.14％を戻した場合、影響額は約362万円、影響割合は0.018％で、議員報酬の増額改定が将来的に財政を圧迫する可能性は低いと考えております。

以上となります。

（会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問などがございましたら、挙手のうえご発言願います。

（Ａ委員）

資料３ページの一般行政職の平均給料及び平均年齢について、平成14年は平均年齢44歳、平成30年は40歳で比較の対象となるものなのか。

（事務局）

平成14年の職員の平均年齢が44歳、平成30年が40歳で単純に比較することはできない。平成30年の44歳の人数が９人位いるが、この人たちの給料と比較すると大体似たものになる。

（Ａ委員）

平成14年の全体の平均年齢44歳と平成30年の44歳の人たちは単純に比較の対象になるものなのか。

（会長）

統計学的に判断するのであれば、母集団の年齢構成が一致しているか、正職員と嘱託、職員の配置等母集団の構成が比較してもよいものかという検定から始まる。

（事務局）

平成30年の40.4歳の積み上げは、約300人いる職員の給与を積み上げて全体の人数で割っている。その中で各年齢の平均を出しているので、考え方として問題はないと考えられる。

ただし、統計学的に言うと９人の信頼度は完璧ではないかもしれないが、今あるデータの中で40歳の平均のところの44歳を切り取った平均を示しているため、全く違う数字が積みあがっているわけではないというところで、比較したものである。

（会長）

サラリーマンの平均給与を調べたが、サラリーマンの平均給与も市職員の給与よりも下がって回復傾向になっていない。

特別職の給与等を若干値上げしても大勢には影響はしないということだが、類似団体69団体中、特別職の報酬の改定を審議しているのは12団体で２割もない。７・８％の団体が審議し、その中で増額を決定したのが４市で５％に満たない位。据え置きが６市ということは、全体の９割以上は動いていないというのが現状ではないか。

（事務局）

説明が不足していたが、69団体を短い時間で全て調べることができなかった。インターネット等で確認できたものだけなので、他は改定していないというものではない。

（会長）

資料８ページの類似団体69とあるのは、日本に十和田市と同じようなレベルの市町村が69団体あるということか。

（事務局）

そうである。

（会長）

ネット上で特別職の報酬の改定を確認できたのは10市、審議中は２市、計12市ということでよいか。

（事務局）

そうである。

（会長）

具体的に増額を決めたのは３分の１、そして半分は据え置きという判断をしていると理解してよいのか。

（事務局）

そうである。

（会長）

伊那市において、市長・副市長の給与が据え置きで、議長・議員の報酬が3,000円増額されているのは、今回提示された金額と比較すると微々たるもので、愛西市は0.4％増額で、十和田市が計画している2.14％と比較すると、0.4％増額されているので数千円レベル。報酬の額が36万円だとすると、約１万円の増額となる。

資料５・６ページによると、青森県内他市では割と特別職の報酬を改定している。

（Ｂ委員）

特別職の給与及び報酬の総額が、平成14年度と比較して約1,200万円の減額となっているが、期末手当そのものは若干上がっているのか。

（事務局）

国家公務員の人事院勧告及び地方公務員の人事委員会勧告を反映させ、一般職の期末手当の率が議会の議決を経て改定となる。それに合わせて特別職手当の率も決めており、独自に決めているものではなく、他市町村も含めて同じような取り扱いとなっている。

審議会で決めていただくのは、期末手当の基礎となる報酬月額で、それぞれの市町村が独自に決定するが、期末手当の率は他の市町村と同様に、一般職の期末手当の率と連動するものとなっている。

（Ｂ委員）

資料５・６ページの県内他市との比較では、給料等の額の順位は、十和田市は県内でも旧三市の次、４・５番の位置にいるため、それほど低いわけではないのではと思うのですが、資料９ページの議員報酬の一般財源に対する構成割合では、増額改定された場合でも財政への影響はないとあり、10ページの議会議員の活動状況においても、議員の皆さんは真摯に活動していることが示されていて、また11ページの改定額シミュレーションでは2.14％の改定率で影響額が360万円となるが、財政を圧迫する影響はないとの結論であれば、報酬額を上げても問題ないと理解している。

（会長）

そもそも県内における順位がおかしくないのであれば、報酬額をそのままとする選択肢があったとしても悪くはない。報酬額が増減したからと言って議員のモチベーションが落ちるとすれば、議員の認識が間違っていると考えられる。

（Ａ委員）

市長から報酬額を増額すると諮問されたため、市長の方針としては増額したいという思いがあると思う。

増額しない理由が特にないのであれば増額してもよいのではないか。増額しても県内における順位が４番くらいでそれほど変わらず、全国的に見ても同じレベルである。

報酬額を増額してもよいのではないか。

（Ｃ委員）

資料11ページに報酬額を2.14％増額した場合のシミュレーションが載っているが、審議会ではどこまで審議するのか。

（会長）

落としどころについて色々考えると、増額は2.14％ではなくて半分でもいいのではないかという落としどころもあると考えられる。増額に関しては分かったが、財政のことを考えると別のことに使ってほしいという考え方もある。

（Ｃ委員）

2.14％を増額改定してもそれほど財政的に影響がないようなので、増額してもよいと思う。

（Ｄ委員）

報酬額を2.14％も増額しなくてもよいのではないか。

（会長）

税収は確実に減少している。

（Ｅ委員）

増額しても財政的に影響がないのであれば、増額すると議員の励みにもなり、よいと思うが、財政状況がいつまでも同じかどうかはわからない。

審議会は今後どのような状況で開催されるのか、また、今までどのような状況で開催されたのか聞きたい。

（事務局）

定期的に開催するルールはなく、市長が報酬を改定する必要があると考えたときに開催していた。賃金が右肩上がりの時代は２年に１度開催していた。逆に報酬額を下げるのはむずかしいところもあり、連動しにくいところがあったと感じているが、なぜ開催してこなかったか明確な理由はお示しできない。

（Ｅ委員）

資料に示されたデータを基に考えると、報酬を増額してもよいと考えられる。

（会長）

一般職の給与もこのような形で上がるのか。

（事務局）

職員の給与は資料３ページに示したとおりである。

（会長）

職員の給与の額が減っているのではないか。

（事務局）

勤務時間が減少しているためであるが、実質賃金では同じくらいと見立てている。会長の言うとおり昭和から平成にかけての賃金が右肩上がりの時代と比較すると大幅に減額されているが、平成14年度（直近の改定前）と比較するとほぼ同水準である。

（会長）

その考え方であれば、特別職の報酬を変えなくてもいいということになるのではないか。

（事務局）

改定前は直近の2.14％上がった状態の数字と一緒である。

（会長）

平成14年度以降どこかで報酬を減額したのか。

（事務局）

平成15年度から減額している。

（会長）

報酬を平成14年度と同じ額に戻したいというのが今回の提案の趣旨なのか。

（事務局）

市長は元に戻すという数字を示して諮問していない。

（会長）

2.14％増すると88万円となり、平成14年度と同じ額ではないか。

（事務局）

一つの目安として、仮に元に戻したところをイメージすると、この数字が基準となる。

（会長）

どれだけの増額がよいかというのは、審議会に意見を求めるということでよいか。

（事務局）

そのようにお願いしたい。

（Ａ委員）

平成24・25年の市議会の特別委員会では、議員はその時点では上げる必要はないと結論付けている。

（会長）

本当は議員自ら増額を求めた方がやりやすい。

これから人口が減っていくという社会の中でこれが最後の報酬改定になるかもしれない。

（会長）

欠席された委員の方々から何かコメントがありましたら、お知らせください。

（事務局）

長い間審議会の開催はなかったわけだが、なぜこのタイミングで報酬額の審議をするのか。特別職は非常に頑張られていると思うが、市民感情等を考慮すると据え置きでよいと思っている。

長い間報酬額を増額していないため、増額するというニュアンスを感じており、増額改定ありきとなっているように思われる。

議員定数については、審議会の案件ではないが、議員報酬の総額を決めてから議員定数を議会で決めてもらってはどうか。

という意見をいただいております。

（会長）

前述のコメントを踏まえ、改めて皆さんの意見を求めたいと思います。

（Ｃ委員）

期末手当については今回の審議ではないが、ボーナスが出ない企業が多いと聞いている。

29歳の市職員の手取りが13万円と聞いて、それはどうかと思う。

（事務局）

手取りとなるとそのような人もいるかもしれない。

（Ｄ委員）

なぜ今の時期に突然会議を開いて、１．２回の会議で突然数字が出て驚いている。何度も会議をした上で数字が出るのであれば納得がいく。

（事務局）

会議の時期が慌ただしいが、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づき市職員の給与を改定したのが12月である。その改定を基に検討するため、この時期になった。

（Ｂ委員）

今日は４人の委員が欠席しているので、結論を出すのは次回以降ということでよいか。

（会長）

本質的なことを述べている委員が欠席している中で結論を出すことはできないと考えられる。今回の会議は、事務局から説明を受け、意見交換をするに留め、全員が出席した中で結論を出すこととしてよいか。

（事務局）

はい。

（会長）

最終的な答申のリミットはあるのか。

（事務局）

条例の改正を議案として出すことになるので、1月末までにもう1回審議会を開催させていただきたいと考えております。

次回、第３回審議会は１月23日（木）10時からの開催となります。１月末の答申に向けて審議を引き続き行い、報酬等の改定について判断をお願いすることとなります。

それを踏まえ、答申案の内容を確認していただくため、さらにもう１回審議会を開催することになります。早急に日程調整を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**４　閉会**

（会長）

これをもちまして、令和元年度第２回十和田市特別職報酬等審議会は閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。